

コロナ特例貸付・住民税非課税による償還免除要件一覧

令和4年7月
宮城県社会福祉協議会

借受人及び世帯区分 償還（返済）免除の諸要件		借受人と世帯主の関係区分				
		1 借受人が世帯主である	借受人と世帯主が別人で、下欄の場合			
			2 借受時から世帯主に変更なし	3 借受時の世帯主から同じ家族の別の者が世帯主になった	4 借受時の世帯主から別の世帯主から来たの者が世帯主になった	5 DV等により、所在を秘密にしている
住民税の非課税証明を必要とする者		借受人	・借受人 ・世帯主	・借受人 ・現在の世帯主	借受人	借受人
・住民税非課税の判定時期 ・免除（住民税非課税の開始年度）	緊急小口・総合（初回）	① 借入申請を令和4年3月31日以前に行ったものについては、次のとおりです。 ・住民税が非課税となった課税年度：令和3年度又は4年度 ・償還免除申請受付開始年月日：令和4年7月1日から				
	総合（延長）	② 借入申請を令和4年4月1日以降に行ったものについては、次のとおりです。 ・住民税が非課税となった課税年度：令和5年度 ・償還免除申請受付開始年月日：令和5年7月からを予定（近くなりましたらご案内します。）				
	総合（再貸付）	・住民税が非課税となった課税年度：令和6年度 ・償還免除申請受付開始年月日：令和6年7月からを予定（近くなりましたらご案内します。）				
	申請書類添付書類	① 免除申請書（様式1－1） ② 住民税非課税証明書（原本）（世帯主が必要の場合は、借受人と同一年度の非課税証明書） ③ 世帯全員の住民票（原本）（続柄・異動年月日が記載されている全部事項証明） ※ 緊急小口と総合（初回）を同時に免除申請する場合は、非課税証明書と住民票の1部は、コピーで構いません。				
手続き方法		・案内通知に同封した返信封筒で宮城県社会福祉協議会へ提出する。 （案内通知を失くした又は届かない場合は、宮城県社会福祉協議会へ問い合わせてください。）				
償還（返済）免除額		・貸付資金別に、償還免除申請時点の償還計画額の残額（償還済み額を除きます。）				
免除判定時期以降の免除申請について		・免除の要件を満たさなかった借受人で、免除を判定する住民税の課税年度の翌年度以降の住民税が非課税となったときは、免除申請ができます。この場合の免除額は、当該申請日以降の償還計画の残額（償還予定額）となります。				
償還免除の承認後に免除要件に該当しないことが判明したとき		・償還免除の承認後に免除要件に該当しないことが判明したときは、承認を取り消し、償還（返済）していただきます。				

注）用語の定義
 住民税非課税：均等割及び所得割ともに非課税
 償還計画額の残額：償還期限までに償還（返済）すべき償還予定額
 償還未済額：償還（返済）開始以降に償還計画通りに償還（返済）されない滞納金額